

## 麻酔と健康保険（平成 20 年 4 月版）訂正表

本書に下記の誤りがありました。お詫びして、訂正いたします。

平成 20 年 7 月

頁	箇所	訂正前	訂正後
48	上から 2 行目	○「L101」神経ブロックと	○神経ブロックと
	下から 3 行目		

### <参考／疑義解釈>

平成 20 年 7 月 10 日医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その 3）」において、「麻酔」の解釈が追加されました。ご参照ください。

問 区分番号 L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の各区分の麻酔の開始時間及び終了時間はどの時点をいうのか。

(答)

「分離肺換気麻酔」・・・挿管を行った時点から抜管した時点までをいう。ただし、腹部や頸部操作を伴う食道手術の際のように、同一麻酔で分離した肺換気を全く行っていない時間帯がある場合には、当該時間は算入しない。

「低体温麻酔」・・・・・・クーリングを開始した時点から、復温する時点までをいう。ただし、当該麻酔の開始以前に既にクーリングを行っていた場合、又は復温しないまま麻酔を終了した場合は、それぞれ、麻酔の開始又は終了の時間をもって、低体温麻酔の開始又は終了の時間とする。

「低血圧麻酔」・・・・・・人為的低血圧を開始した時点（降圧剤投与開始等）から、「低血圧」を離脱する時点までをいう。また、ここでいう「低血圧」とは、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」の L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔（7）麻酔の種類等についてにおいて規定するところによる（本書 p 31②のイ．低血圧麻酔 参照）。

「高頻度換気法による麻酔」・・・特殊な換気装置を作動させた時点から、終了した時点までをいう。

「人工心肺を使用した時間」・・・人工心肺装置に接続し、装置を動かし始めた時点から、装置を停止した時点までをいう。